国税庁
税の歴史クイズ



第1問 税の歴史クイズ『国税庁ホームページより』

明治時代、税金をかけられた意外な動物とは？
明治6(1873)年12月、東京府は、全国でも珍しい新税を課税しました。当時の東京は、新橋～横浜間の鉄道が開業するなど、近代日本の首都として、文明開化の街へと変貌を遂げようとしていました。では、そんな東京で課税された「生き物」とは何でしょうか。
① オウム ② ウサギ ③ 金魚



第2問 税の歴史クイズ『国税庁ホームページより』

100年前、納税者が最も多かった税金は？ 令和8(2026)年は昭和100年に当たります。それでは、昭和元(1926)年(大正15年)に納税者の数が最も多かった税(直接税)はどれでしょうか。
① 地租 ② 所得税 ③ 営業税



第3問 税の歴史クイズ『国税庁ホームページより』

申告水準向上のための奇策は？ 昭和22(1947)年に、所得税に申告納税制度が導入されました。しかし、急激なインフレが発生し、戦後の混乱期でもあったため、申告納税額が極めて低調な状態で、国の財政危機が叫ばれました。そこで、申告水準を向上させるために大蔵省が講じた奇策はどれでしょうか。
① 申告書に懸賞問題を付けた
② 申告書提出の先着順に景品を付けた
③ 正確な申告をした納税者の税金を割引した
④ 申告書に宝くじを印刷した



第4問 税の歴史クイズ『国税庁ホームページより』

映画にまつわる税。明治36年(1903)4月に開館した浅草電気館(現:東京都台東区)を皮切りに、昭和6年(1931)には全国で常設の映画館は、1300館を超えるようになりました。業種を指定し、営業(収益)税という国税が課されていました。当時の映画会社はどの業種に分類されていたのでしょうか？
① 物品販売業 ② 物品貸付業 ③ 製造業 ④ 写真業 ⑤ 席貸業

国税庁
税の歴史クイズ



第1問　正解は　②ウサギ



明治6年、東京府ではウサギ1羽につき月額1円の税金が課されました。珍しいウサギの投機ブームが過熱していたためです。当時の巡査の初任給が約4円。ウサギ4羽で月4円もの税負担です！

明治5年の新聞には、東京で流行するものとして、ザンギリ頭に帽子、新聞屋、士族の商法、牛肉屋の開店、そして「秘密の兎会」と書かれています。鉄道や銀座レンガ街建設など、文明開化の中心となった東京で、外国産の珍しい兎をペットとして飼育することが大流行しました。相撲取や歌舞伎役者のように兎の番付が作られ、高額の展示即売会（兎会）が頻繁に開かれていました。珍しい毛並みの兎は人気を博し、当時の巡査の初任給が4円程度だったのに対し、なかには1羽数百円もの高値で取引されるなど、商家の旦那衆だけでなく華族や士族、僧侶までが熱狂したのです。当然、兎は投機の対象となり、兎で一攫千金を目論む者も現れます。そして、ブームの加熱は、普通の白い兎に色を塗った偽物を売る者が現れるなど社会問題化しました。東京府も「兎会」禁止に乗り出しますが、秘密会どころか堂々と「兎売捌所」（うさぎうりさばきじょ）の看板や幟を出す者もいる始末で、その取り締まりに苦慮しました。厄介なのは外国人名義のもので、東京府は政府を通じて各国公使館に禁止を願い出ますが、政府や外務省は外国人の自由な商業活動を制限できないと消極的です。そこで東京府は「華士族の没落」防止を理由に禁止を願い出ますが、今度は司法省が華士族だけの禁止はできないと主張し、日本人だけの禁止令にも反対します。東京府は、司法省と協議を重ね、兎の売買を認めるかわりに1羽につき月額1円の兎税を課税しました。飼育する兎についても毎月届け出ることとし、無届の場合は2円の過怠金が課せられました。兎1羽で月1円というのは、とんでもない重税です。　この兎税により兎の価格は暴落し、兎会はもとより、店先からも兎は姿を消します。異常なブームは沈静化しますが、兎にとっては悲劇でした。二束三文で売買されたり、川に捨てられたり、ひどいのは「しめこなべ」にされたものもありました。ただ、一部の愛好家たちは、その後も高い税を払いながらペットとして飼育し続けたようです。

（研究調査員　牛米努）

国税庁「変わりダネの税」（2019年4月）

国税庁
税の歴史クイズ



第2問　正解は　①地租

昭和元(1926)年(＝大正15年)当時、日本の総人口は約6,000万人でした。その年の『主税局統計年報書』によれば、地租の納税者は約1,014万人、第三種所得税の納税者は110万人、相続税の納税者は6万人、営業税の納税者は107万人でした。つまり、地租の納税者が最多でした。地租の納税者は、当時の人口の約6分の1に相当し、他の税目と比べて圧倒的に多い状態にありました。

ところで、昭和元年は、大きな税制改正が実施された年でした。地租に関しては、土地賃貸価格調査法の制定によって、課税標準を土地の賃貸価格に改める方針が示されました。そこで、同年から翌年にかけて全国的な調査が行われました。その結果、昭和6(1931)年に地租の課税標準は変更されました。

また、昭和元年には、地租の免税点が新設されました。新たな免税点は、納税者と同居家族分を合わせた田畑地価の合計が200円未満と設定されました。免税点の適用を受ける場合は、田畑所在の市町村長を経由して、税務署長に申請する必要がありました。

なお、免税点の対象地は、大地主を対象外とするため、納税者が住む市町村とその隣接地域に限定されました。これは、小規模農家の負担を軽減する目的があったためでした。

（研究調査員　吉川紗里矢）

国税庁「100年前に納税者が最も多かった税は？」(2026年8月)



国税庁
税の歴史クイズ



第3問　正解は　①申告書に懸賞問題を付けた

当時の所得税の申告方式は、いわゆる「予算申告納税方式」と呼ばれ、毎年4月（この時期は特例により6月）に予定申告をしてから、翌年1月に確定申告を行うという方式でした（税金の納期は、6月、10月、翌年1月）。

しかしながら、所得税に申告納税制度が導入されて最初の予定申告である昭和22年度の納税額は、インフレが高進する中、納税者側も初めての税の計算に不慣れということもあり、12月段階で政府の当初予算に対して11.4％という低調さでした。戦後の社会の混乱期であるとはいえ、このままの低調が続けば、国の財政が危機的な状況に陥るだけでなく、正直に納税している納税者との公平性の点でも問題でした。

そこで、税務当局は、悪質な無申告や過少申告には、更正、決定を行い、追徴税（不足税額の25％）※1や加算税（日歩10銭）※2を課すなど、強い態度で臨んでいきました。その一方で、少しでも税額の計算に慣れてもらい申告水準を向上させるため、昭和24年6月の所得税予定申告書に所得税額の計算問題（1等賞金3万円）を付けたのです。

さて、この奇策が行われた昭和24年6月の予定申告ですが、申告納税人員数が約346万人、そのうち解答者数が70万件を超え、正解者23万人の中から、抽選で1等から5等までの当選者278人が選ばれました。

懸賞問題付きの申告書は、この1回限りとなっており、まさに戦後の混乱期を表す奇策といえるでしょう。

※1　現在の加算税に相当　※2　現在の延滞税に相当

（研究調査員　今村千文）

国税庁「申告水準向上のための奇策は」（2024年4月）



国税庁
税の歴史クイズ



第4問　正解は　②の物品貸付業

映画会社の主な業務は、映画の制作（撮影所）、映画の興行（映画館・巡業）、映画の貸付（配給）などに分かれています。映画会社は、そのすべてを行う大会社もあれば、興行や配給だけを行うところもありました。営業（収益）税は、制作と興行には課されず、配給のみ物品貸付業として課税の対象とされていました。

その一方で、映画の制作や興行には、演劇興行税という地方税が課税されていました。演劇興行税などの地方税は、江戸時代以来の小物成（※）の系譜を引く税目で、明治11年（1878）の「地方税則」で創設されました。

その大半は、明治29年（1896）の営業税（国税）創設時に廃止されますが、演劇興行税など一部の税目は、これ以降も地方税として課税され続けました。

営業税は、大正15年（1926）に営業収益税となります。そして、昭和15年（1940）の税制改正で営業税の名称に戻りますが、このときに地方税の演劇興行税は廃止され、演劇興行にも国税の営業税が課税されることとなりました。

ちなみに、営業税（国税）が創設された明治29年（1896）は、日本で初めて映画が上映された年に当たります。11月25日から29日に神戸倶楽部で公開されました。スクリーン上に映写するのではなく、トーマス・エジソンが1891年に発明した「キネトスコープ」で、一人ずつ箱を覗き込む形でした。

※小物成は年貢以外の雑税のことで、山野河海の用益や諸営業に賦課されました。

（研究調査員　舟橋明宏）

国税庁「映画にまつわる税」（2016年8月）

